

令和6年度松阪市障がい者就労施設等優先調達方針

令和6年5月

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年度法律第50号。以下「法」という）に基づき、松阪市の物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

1. 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

(1) 調達推進の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことが重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

(2) 調達推進の基本的な考え方

法第9条の規定に基づき、毎年度、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、調達の推進を図るための調達方針を公表する。各部署は、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととし、会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ公表するものとする。

2. 実施機関

市の全組織とする。

3. 対象とする施設等

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する施設等）とする。

4. 優先的に障がい者就労施設等から調達すべき物品等の種類及び方法

障がい福祉課は、障がい者就労施設等への物品等の発注に関して、障がい者就労施設

等が提供することができる物品及び役務を確認のうえ、全庁各部署へ情報システム及びネットワークを通じて情報を提供する。

全庁各部署は、障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。物品等を調達する際は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号に基づく随意契約の活用などにより、発注の拡大に努めるものとする。ただし、この場合においては予算の適正な執行に努めるとともに、公平性・競争性の確保に留意するものとする。

優先的に調達する品目等及び調達目標額は別に定める。

5. その他

- (1)生産能力や納期の関係で単独の事業所では需要に応じることができない場合は、県の共同受注窓口の活用を検討する。
- (2)この調達方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。
- (3)物品等の契約にあたっては、松阪市契約規則(平成17年1月1日規則第64号)の定めによるものとする。

【参考】三重県障がい者共同受注窓口事業受託

特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ

〒514-0027 津市桜橋二丁目131番地(三重県社会福祉会館2階)

TEL 059-264-7373 FAX 059-264-7374

※共同受注窓口は、障がい者就労施設等の提供可能な物品・役務の情報収集、受注内容に対応可能な複数の事業所にあつ旋、仲介する業務を行っています。

令和6年度障がい者就労施設等が供給する物品等及び調達額

○目標とする金額

3,000,000円以上

○対象物品等

- ・物品(紙製品、記念品[文具、小物・雑貨類等]、食品類、その他)
- ・役務(印刷、クリーニング、点字、その他)